

○多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金交付要綱

(令和6年3月26日告示第21号)

(目的)

第1条 この告示は、環境に配慮し、労働の省力化を図る農業資材等の導入や利用拡大を行う者に対し、多古町補助金等交付規則(昭和39年多古町規則第1号)及びこの告示に基づき、予算の範囲内において多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、環境保全型農業及び持続可能な農業を推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 農産物の生産及び販売を行う者
- (2) 町内に住所を有する個人又は町内に主たる事業所を有する法人
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 多古町暴力団排除条例(平成24年多古町条例第4号)第2条の各号に規定する暴力団若しくは暴力団員等でない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が環境に配慮し、又は労働の省力化を図る農業資材等の導入を行う事業とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 廃プラスチック削減に資する資材等の導入
- (2) 化学合成農薬削減に資する資材等の導入
- (3) 労働の省力化に資する資材等の導入
- (4) その他町長が必要と認める事業

2 前項に掲げる農業資材等は、原則として町内に本店、支店又は営業所等を有する事業者から購入したものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条第1項各号に掲げる資材等の導入経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補助対象者	補助金の額
町内に住所を有する個人	補助対象経費の3分の1以内。ただし、5万円を限度とする。
町内に主たる事業所を有す	補助対象経費の3分の1以内。ただし、10万円を限

る法人	度とする。
-----	-------

(交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 資材等の使用場所の位置図
- (2) 補助対象経費の見積書の写し
- (3) 資材等の形状等に関する書類
- (4) 農産物の販売を証する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、申請者1人当たり同一年度につき、1件までとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、これを審査して補助金の交付の可否を決定し、その結果を多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が申請内容を変更するときは、多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金変更申請書(別記第3号様式)によりあらかじめ町長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、町長が軽微な変更と認めた場合は、この限りでない。

(変更交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金変更交付(不交付)決定通知書(別記第4号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(中止又は廃止の届出)

第9条 交付決定者は、補助対象事業を中止又は、廃止しようとするときは、遅滞なく多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業中止(廃止)届(別記第5号様式)により町長に届出なければならない。

2 町長は、前項の規定による中止(廃止)届出があったときは、その内容を審査し、多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業中止(廃止)承認通知書(別記第6号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金実績報告書(別記第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 資材等の導入経費の領収書の写し

- (2) 資材等の導入が確認できる写真（製品名、使用状況が分かるもの）
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- （補助金額の確定）

第 11 条 町長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金交付額確定通知書(別記第 8 号様式)により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第 12 条 交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金交付請求書(別記第 9 号様式)を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 13 条 町長は、交付決定者が第 9 条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金交付決定取消通知書(別記第 10 号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 町長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金を返還させようとするときは、多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金返還請求通知書(別記第 11 号様式)により、補助金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに補助金を町長に返還しなければならない。

（報告及び調査）

第 15 条 町長は、交付決定者に対し、当該事業に関する必要な事項について報告を求め、調査し、又は必要な指示を行うことができる。

（委任）

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(告示の失効等)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条及び第14条の規定については、失効後もなおその効力を有する。

別記第1号様式(第5条関係)

多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金交付申請書
[別紙参照]

第2号様式(第6条関係)

多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金交付(不交付)決定通知書
[別紙参照]

第3号様式(第7条関係)

多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金変更申請書
[別紙参照]

第4号様式(第8条関係)

多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金変更交付(不交付)決定通知書
[別紙参照]

第5号様式(第9条関係)

多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業中止(廃止)届
[別紙参照]

第6号様式(第9条関係)

多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業中止(廃止)承認通知書
[別紙参照]

第7号様式(第10条関係)

多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金実績報告書
[別紙参照]

第8号様式(第11条関係)

多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金交付額確定通知書
[別紙参照]

第 9 号様式(第 12 条関係)

多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金交付請求書
[別紙参照]

第 10 号様式(第 13 条関係)

多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金交付決定取消通知書
[別紙参照]

第 11 号様式(第 14 条関係)

多古町環境負荷低減型農業資材等導入事業補助金返還請求通知書
[別紙参照]